

令和4年2月17日

厚生労働大臣
後藤 茂之 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 井 上



障害福祉関係施設・事業所における新型コロナウイルス感染症 (オミクロン株)の感染拡大への対応に係る緊急要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

また、障害福祉関係事業所の新型コロナウイルス感染症対策に際しましては、これまで様々なご対応をいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、全国的にオミクロン株の感染が拡大しています。感染者や濃厚接触者が増える中、障害のある方の生活を守り、障害福祉サービスを提供し続けることができるよう、以下の通り要望いたしますので、なお一層のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 障害福祉関係施設・事業所に対する PCR 検査キット等の優先供給をお願いします

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、全国的に検査キット等の入手が困難になっています。オミクロン株感染者の濃厚接触者となった場合、7日間の待機期間を設ける必要があり、早期(5日目)に待機期間を解除するには、PCR検査又は薬事承認済みの抗原検査キットによる陰性確認が必要になります。検査により陰性が確認できなければ、自宅待機が解除されず職員が出勤できないことから、障害福祉サービスの提供に支障をきたすこととなります。

つきましては、障害福祉サービス事業所へのPCR検査キット及び薬事承認済みの抗原検査キット等の優先的な供給について、特段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

2. 障害者支援施設等において濃厚接触者となった職員については、緊急やむを得ない場合に限り、例外的に待機期間なしに勤務を継続することを可能としていただくようお願いします

障害者支援施設等において濃厚接触者となった職員は、原則として 7 日間（4 日目・5 日目に抗原検査を実施し陰性が確認できた場合には 5 日間）の自宅待機が求められますが、事業所における感染者や濃厚接触者の著しい増加により、利用者の支援に必要な人員が確保できなくなる状況が広がっています。

つきましては、利用者、職員の安全面においては望ましいことではありませんが、利用者支援の継続のため緊急やむを得ない場合に限り、例外的に、障害者支援施設等の従事者における濃厚接触者の取り扱いを、医療従事者における濃厚接触者の取り扱い（毎日検査を受け陰性が確認できれば待機期間なしに勤務を継続することができる）に準じた取り扱いとすることができるよう、ご配慮をお願いいたします。

3. コロナ禍における人員配置基準等の柔軟な対応の再周知をお願いします

コロナ禍における障害福祉サービスの提供にあたっては、事務連絡等において人員基準等の臨時的な取り扱いを踏まえた柔軟な対応ができる旨が示されておりますが、一部の自治体では柔軟な対応を認めずに厳格な取り扱いとするなど運用方針が異なる例が報告されており、困惑の声が寄せられております。コロナ禍においては、柔軟な対応が認められないと報酬が算定されない（又は減額される）ため、事業継続が厳しくなります。

特に、事業所内の濃厚接触者等の増加により職員配置が一時的に基準を満たせなくなった場合や、通所による支援に代えた電話等による対応等の柔軟な取り扱いについて、より明確化していただきますようお願いいたします。